#### 伊勢市議会議員政治倫理条例 骨子(案)

#### 1 目的

この条例は、伊勢市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の倫理意識の向上及び確立に努め、もって健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的とします。

### 2 議員の責務

議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く認識し、その使 命の達成に努めなければならないものとします。

# 3 市民の責務

市民は、主権者として自らも市政を担い、特定の個人又は特定の企業、 団体の利益のため、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使 させるような働きかけを行ってはならないものとします。

#### 4 政治倫理基準

議員は、政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 及び公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) の規定を厳守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないものとします。

- (1) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用して、職務の公正を疑われるような金品の授受をしないこと。
- (2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業、団体のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関し、特定の個人の推薦又は紹介をしないこと。

- (4) 市から直接補助金又は報償費等の交付を受けている団体を代表する役員に就任しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として、その品位 と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

# 5 納税等状況報告書の提出

- 1 議員は、伊勢市が徴収する税金等について納税等の状況を記載した報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間に作成し、納税等の状況を証する資料を添付して、遅滞なく伊勢市議会議長に提出しなければならないものとします。
- 2 前項の規定により作成された納税等状況報告書は、議長においてその要旨を公表するとともに、5年間保存しなければならないものとします。

### 6 審査の請求

- 1 市民又は議員は、4に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると 認められる議員があるときは、市民にあっては地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 18 条に規定する選挙権を有する者の 100 分の 1 以 上の連署、議員にあっては 2 会派以上かつ議員定数の 4 分の 1 以上の 連署をもって、議長に審査の請求をすることができるものとします。 この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって 行うものとします。
- 2 議長は、前項の規定による審査の請求を受けたときには、10 日以内 にその書面の写しを添えて7に規定する伊勢市議会議員政治倫理審査 会に審査を付託するものとします。

# 7 審査会の設置等

- 1 議長は、6に規定する審査の請求があったときは、伊勢市議会議員 政治倫理審査会を設置するものとします。
- 2 審査会は、前項の審査を行うため、資料の請求、事情聴取等必要な 調査を行うことができるものとします。
- 3 審査会は、議長が委嘱する<mark>委員5人以内</mark>をもって組織します。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、議員を委員として委嘱することができるものとします。ただし、議員の職を失ったときは、委員の職を失います。
- 5 審査会には、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定めま す。
- 6 会長は、会務を総理し、審査会を代表します。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。
- 8 委員の任期は、当該事案の審査結果を議長に報告した日までとします。
- 9 審査会の会議は、公開するものとします。ただし、出席委員の○以上の者の合意により非公開とすることができることとします。
- 10 審査会の委員は、審査の過程における情報等職務上知り得た秘密を 漏らしてはならないものとします。その職を退いた後も、また、同様 とします。

# 8 議員の協力義務等

調査請求の対象となった議員は、審査会の要求があるときは、審査に 必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければ ならないものとします。

#### 9 審査結果報告書の提出等

- 1 審査会は、審査を終えたときは、議長に審査結果報告書を提出するものとします。
- 2 議長は、審査結果報告書が提出されたときは、その審査結果を6の 規定により調査請求をした者に通知するとともに、その概要を公表し なければならないものとします。

# 10 議会の措置

- 1 議会は、審査会の報告を尊重するものとします。
- 2 議会は、被請求議員が政治倫理基準に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとします。

#### 11 委任

条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めるものとします。